

第2章 県行政を取り巻く現状と課題

これまでの行財政改革では、差し迫った厳しい財政状況への対応と行政の効率化の観点から、事務・事業、職員定数、外郭団体や公の施設の見直し等により、量的な改革に取り組む一方、県政の透明化や地方分権の推進、さらには多様な主体との連携・協働など行政サービスの質的向上に向けた取組を進めてきましたが、社会情勢の変化等に伴い、新たな行政課題が顕在化しており、今後、納税者・生活者の視点で、こうした課題に適切に対応していく必要があります。

1 複雑化する行政課題や多様な行政ニーズへの的確な対応

我が国は、「人口急減・超高齢化」へ向かっており、これまで増加傾向にあった本県人口も、平成26年10月1日現在の推計人口が前年同月比で48年ぶりの減少となり、いよいよ人口減少局面に入ったと推測されるほか、少子高齢化も一層拍車がかかることが予想されています。

国においては、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が策定され、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と人口減少に対応するための「調整戦略」を同時に推進するため、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの基本的な視点から今後の取組を進めることとされています。

本県においても、人口減少や少子高齢化の進行により、経済活力の低下、県税収入の減少や社会保障関係費の増大等による財政面への影響、さらには、地域の防犯・防災力の低下や社会資本の管理上の問題等が懸念されます。

また、社会が成熟し、個人の価値観が多様化するとともに、大規模災害の発生など社会全体の不安感が増す中で、行政ニーズは、今後、一層多様化、複雑化することが予想されます。

ヒト、モノ、カネ等の経営資源に限りがある中で、こうした行政課題や行政ニーズに的確に対応していくためには、「開かれた県政」のもとで、県民と課題を共有するとともに、対話を積み重ねることにより、生活者目線に立った県民本位の県政を一層推進することが重要です。

さらに、市町との連携を強化・発展させるとともに、NPOや企業、大学等との協働・連携を一層進め、多様な主体の参画と地域力の発揮により、県民ニーズに即した行政サービスの提供につなげることも重要です。

2 地方分権改革への対応

地方分権改革は、平成5年6月の衆議院および参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年を超え、第1次および第2次地方分権改革の取組を通じて、その成果が着実に表れています。

第1次地方分権改革における機関委任事務制度の廃止や国の関与の見直し等につき、

第2次地方分権改革では、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、地方自治体の自主性強化と自由度拡大の観点から、義務付け・枠付けの見直しや国から地方への事務・権限の移譲等が進展し、平成26年5月の第4次一括法の成立により、一通りの取組を終えたとされています。

今後は、地方の発意を重視し、地方自治体から募集した改革提案の実現を図ることで、地方に対する権限移譲や規制緩和等を推進する方向性が示されており、本県の自主性、自立性を高め、県民の思いに応える行政を行うためには、国の提案募集等への積極的な対応や、国への政策提案活動の充実等が求められます。

また、大規模災害への備え、環境問題など様々な広域的課題に着実に対応するため、関西広域連合の効果的な活用や中部圏、北陸圏との広域連携を一層推進するとともに、住民に最も身近な市町との連携を図ることにより、人口減少問題や地域振興対策など県と市町で共有する課題に適切に対応していく必要があります。

加えて、国と地方双方のあり方を根本から見直す道州制については、県民生活に大きな影響が及ぶとともに、本県の行政運営にも大きな変革が伴うことから、その動向を十分注視していく必要があります。

3 質の高い県民サービスを提供できる行政の確立

本県では、厳しい財政状況を背景に、選択と集中の徹底のもとで、量的な面での改革に特に力を入れて取り組んできたところですが、こうした取組により、「滋賀県基本構想」に掲げる施策の着実な推進や災害等への適切な対応を図りつつも、財政健全化への道筋を歩むことができました。一方で、全国的に見ても少ない人員体制の中、複雑化する行政課題への対応が困難化していること、また、高度経済成長期以降に整備してきた県有施設の老朽化の進行など、新たな課題が顕在化しています。

限られた人員や財源のもと、質の高い県民サービスを提供するためには、県が持つ経営資源を最適化し、県庁力を最大限発揮できる環境を整えるとともに、アウトソーシング¹やPPP²/PFI³等による民間活力の活用等を推進することが重要であり、具体的には、次のような取組が求められます。

(1) 人材・組織力の強化

地方分権の進展により、地方自治体が果たすべき役割と責任が高まっており、今後、人口減少社会への対応や防災対策等の困難な地域課題の解決に向けて、様々な施策の

¹ 県が実施している事務事業について、その全部または一部を業務委託契約等により民間に委ねること。

² パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership) の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

³ プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法。平成23年6月にいわゆる「PFI法」が改正され、PFIの対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、コンセッション方式の導入等が図られたほか、平成25年6月には、PPP/PFIについて、目標や具体的な方針を定めた「アクションプラン」が策定された。

企画立案や遂行を確実にを行うためには、職員一人ひとりの意欲や能力の向上や組織力の強化を図り、より質の高い行政体制を確立する必要があります。

グループ制を導入してから10年余りが経過し、グループ制のメリットである「意思決定の迅速化」や「業務の繁閑調整」については一定の効果があったものと考えられますが、「チェック機能の低下」や「人材育成機能の低下」等の課題がここ数年顕在化しています。そのため、グループ制のあり方を検討する必要があります。

人材育成については、現在、「自律型人材育成制度」を中心に取り組んでいますが、地方公務員法の改正により、能力および実績に基づく人事管理の徹底を図る「人事評価制度」が、公布の日（平成26年5月）から2年以内に施行されることとなったことから、国の制度設計等の状況を踏まえて、今後、適切に対応する必要があります。

また、県民サービスの一層の向上を図る中で、多様な視点を施策構築に活かすことが重要です。本県においては、女性職員の占める割合が増加する中、管理職に占める女性職員の割合は1割を下回っており、女性職員のさらなる活躍が求められます。

(2) 業務のさらなる効率化

今後も財政状況の大幅な好転が見込めない中、県民ニーズに即した行政サービスを安定的に提供していくためには、行政の効率性、費用対効果、スピード化を常に念頭に置いた業務改善に不断に取り組んでいく必要があります。

特に、インターネットの普及拡大や、ソーシャルメディア⁴の利用者の増加、さらにはオープンデータ化の推進等、ICT⁵を巡る環境は急速に進歩しており、ICTの効果的な活用を通じて、県民に分かりやすい、タイムリーな情報提供や、業務の効率化等を推進していく必要があります。

また、国における公営企業法の適用範囲の拡大方針や、公立病院改革や第三セクターの経営健全化に係るガイドライン等の策定を踏まえ、公営企業や出資法人についても、自主性拡大や一層の経営改善に向けた取組を進める必要があります。

(3) 公共施設等の老朽化への対応

高度経済成長期の人口増加や経済拡大を背景に、急速に整備が進んだ公共施設等の老朽化が全国的に課題となっており、国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画⁶」が策定され、施設の長寿命化等の取組が加速しています。

本県でも同様に施設の老朽化が進んでおり、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、財政上および施設管理上の重要な課題となっています。

⁴ 個人による情報発信や相互コミュニケーションなどインターネット上で広く情報発信・意見交換できるメディアの総称。

⁵ 情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。

⁶ 平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定。①個別施設毎の長寿命化計画を核としたメンテナンスサイクルの構築、②メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等によるトータルコストの縮減・平準化、③産学官の連携による新技術の開発・メンテナンス産業の育成等を推進。

今後、「公共施設等総合管理計画⁷」の策定を通じて、公共施設等の長寿命化等の対策を具体化し、着実に実行に移していく必要があります。

(4) 持続可能な財政基盤の確立

本県では、経済情勢の悪化等により生じた多額の財源不足に対応するため、数次にわたる財政構造改革の取組を進めてきました。

我が国の経済は、平成 20 年秋のリーマンショック後に大幅に景気が悪化し、その後も東日本大震災や欧州政府債務危機の影響等により、経済の低迷が続いた後、平成 24 年秋以降は、政府の金融・経済対策等により、次第に日本経済に回復の動きが広がり、経済の好循環が見られるようになってきました。

こうした取組や経済情勢の好転により、収支について、一定の改善が図られ、また財源調整的な基金については、財政運営の目安を上回る残高を確保するとともに、臨時財政対策債を除く県債残高についても同じく縮減を図ることができたところです。

しかしながら、「滋賀県基本構想」に基づく施策の展開や国体開催に向けた施設整備をはじめとする大規模事業、公共施設等の長寿命化対策、年々増加する社会保障関係費など増大する財政需要や、今後も見込まれる財源不足へ対応するためには、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

また、国の経済財政運営に関連して、今後の地方財政への影響が懸念されるものとして、法人実効税率の引き下げ⁸、消費税および地方消費税の引き上げ、地方財政計画の見直しによる地方交付税への影響、多額の臨時財政対策債の発行等が挙げられますが、これらは、いずれも、本県の財政運営にも大きな影響を与えることが予想されることから、国に対しては、地方交付税をはじめとする地方税財源について、充実・強化が図られるよう働きかける必要があります。

⁷ 地方自治体がそれぞれの公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定する計画。インフラ長寿命化基本計画においては、地方自治体がインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することが期待されており、「公共施設等総合管理計画」はこれに該当する。

⁸ 平成 26 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014（骨太の方針）」においては、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する方針が掲げられており、平成 27 年度から数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることが目指されている。